

新型インフルエンザ等対策の実施に関する指定都市市長会緊急要請

これまで、指定都市市長会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく道府県知事の権限・財源及びワクチン流通等の調整に関する権限を希望する指定都市の市長へ移譲すること等について、多くの人口を抱える指定都市の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするため、繰り返し要請・提案を行ってきたところである。

そのような中、内閣官房より、令和6年4月24日付で新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定案が示されたが、その根拠となっている現行法においては、指定都市における機動的かつ効果的な緊急時対応の実施にあたって懸念があると言わざるを得ない状況である。

そこで今後、指定都市が圏域の中核都市として国や他の地方自治体と連携・協力し、感染症危機への対応を行い、国民全体への貢献に寄与していくため、指定都市市長会として、下記のとおり緊急要請し、その実現を強く求める。

記

- 1 大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線で取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市市長の権限が依然として極めて限定的となっている。新型コロナウイルス感染症対応の中で生じた様々な課題を踏まえ、以下の措置を講じること。
 - (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく、臨時の医療施設の開設や医療措置協定、医師等への医療従事者の要請・指示などの道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。
 - (2) ワクチンについて、特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的な供給を行うほか、効率的かつ迅速なワクチンの供給・接種体制を確保・構築するため、ワクチン流通等の調整に関する道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に移譲すること。
 - (3) 新たな感染症危機が発生した際には、国の責任において必要な財政措置を速やかに講ずるとともに、交付先については大都市として対策を実行できるよう、地域の実情に応じて指定都市に対する直接配分を行うこと。
- 2 人口・人流が集中する指定都市などの大都市圏域では国家的危機の事態に迅速かつ柔軟に対応することが必要であるため、指定都市と国が直接、情報を共有し、迅速な対応ができるよう、指定都市の実情を踏まえた適切な制度設計を行うこと。
- 3 法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと。

令和6年5月20日
指定都市市長会